

苫小牧市廃棄物埋立処分場整備業務仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、苫小牧市（以下「委託者」という。）が苫小牧市廃棄物埋立処分場整備業務（以下「本業務」という。）の仕様を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 業務受託者（以下「受託者」という。）は本業務を円滑に遂行するとともに、本仕様書に従い業務を誠実に完全に実施するものとする。

(委託業務の内容等)

第3条 受託者は、委託者の指示に基づいて、別紙1及び別紙2のとおり業務を実施すること。

(安全管理等)

第4条 受託者は、安全管理を次のとおり実施すること。

- (1) 運転手に十分な安全教育を実施しなければならない。また、業務を速やかに遂行するため、その重機に熟知した運転手とすること。
- (2) 業務に使用する重機は故障等トラブルが起きないように点検をしなければならない。
- (3) 業務中における故意または過失での事故は、受託者の責任において修復すること。

(提出書類)

第5条 受託者が委託者に提出する書類は次のとおりとする。

- (1) 業務委託報告書(様式の指定はしない)
業務終了後速やかに提出すること。ただし、合計時間の単位は30分とする。
(30分未満は0分とし、30分以上60分未満は30分として精算する。)
- (2) 別紙3の書類を提出すること。

(環境への配慮)

第6条 受託者は、2050年ゼロカーボンシティ実現のため、次の取組に努めること。

- (1) 苫小牧市役所エコオフィスプランに基づく取組を推進すること。
- (2) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (3) 省エネルギー活動に関する取組を推進すること。
- (4) 廃棄物の減量・リサイクルに関する取組を推進すること。

(その他)

第7条 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者が協議し定めるものとする。

第8条 苫小牧市廃棄物埋立処分場内での、喫煙にあたる行為を禁止とする。

(別紙 1)

1 委託業務名

苫小牧市廃棄物埋立処分場整備業務

2 整備期間

令和 8 年 7 月 23 日 ～ 令和 8 年 11 月 30 日

3 委託内容

1) 第 5 ブロック中間覆土

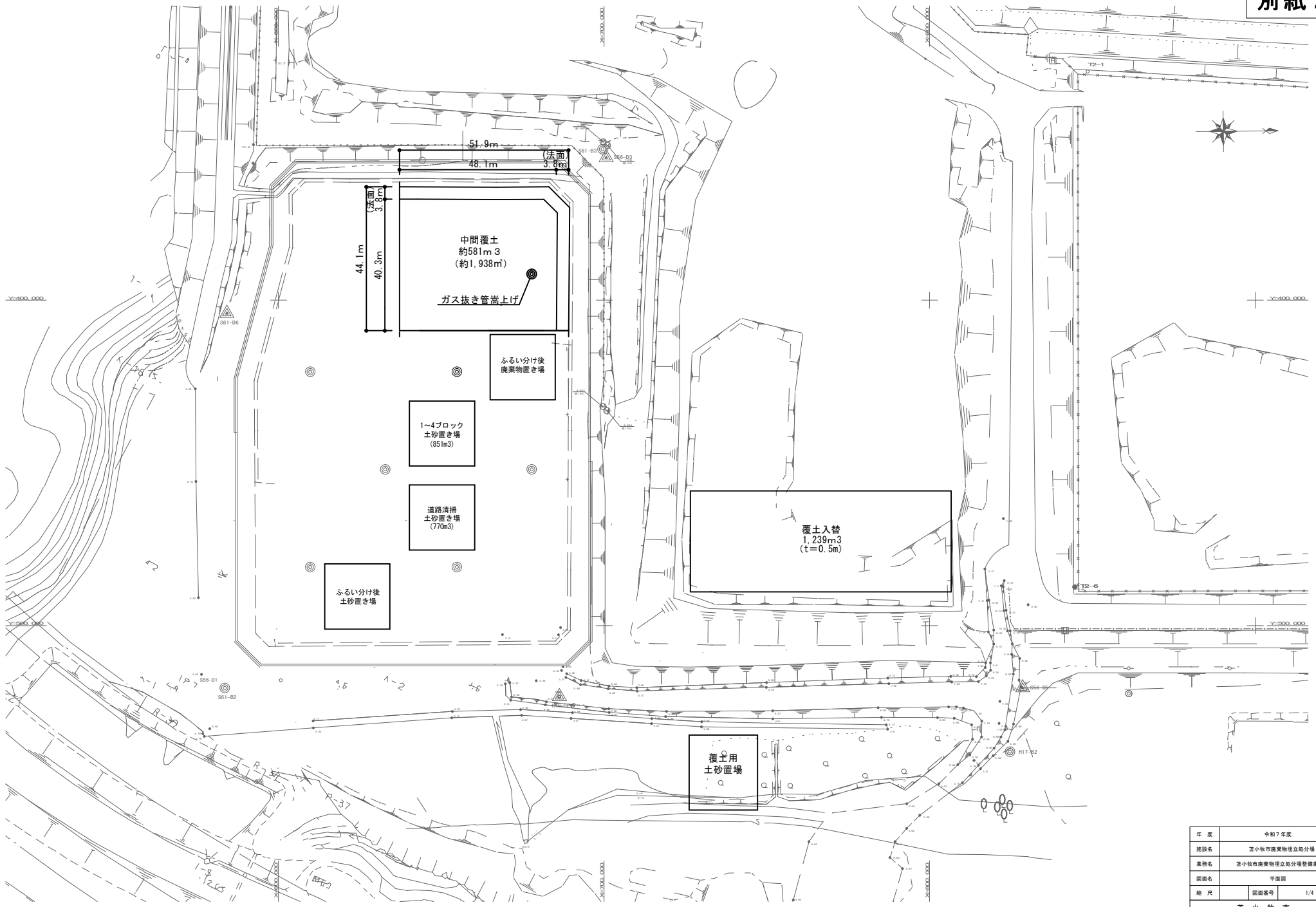
- (1) 第 5 ブロックの指定箇所についてはおおむね 30 cm 厚にて土砂の敷き均しを行う。
- (2) 敷き均しの前、中、後におおむね 30 cm 厚であることが分かるよう写真を撮影し、紙及びデータにて提出する。
- (3) ガス抜き管・吸水マンホールが設置されている箇所がある場合には、別紙のとおり嵩上げを行うこと。
- (4) 法面の遮水シートを損傷させないこと。
- (5) 覆土用土砂は苫小牧市廃棄物埋立処分場敷地内土砂置場の土砂を 194 m³、第 1～第 4 ブロックで発生した土砂を 387 m³ 使用する。
- (6) 法面仕上げ用土砂は苫小牧市廃棄物埋立処分場敷地内土砂置場の土砂を使用する。

2) 第 1～第 4 ブロック最終覆土入れ替え

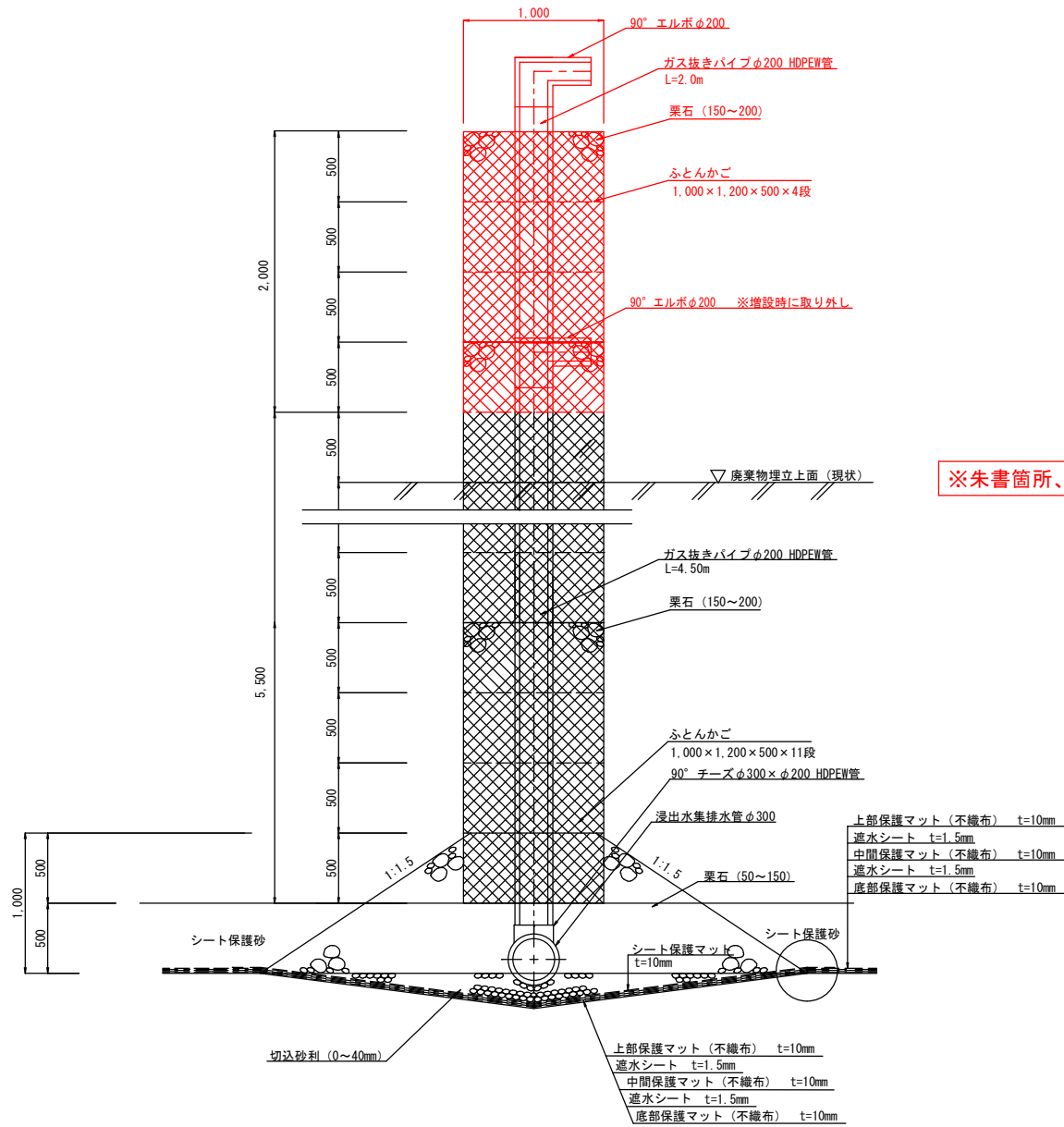
- (1) 現状の覆土 50 cm (1,239 m³) を第 5 ブロック中間覆土用として掘削および搬出を行う。
- (2) 掘削した跡地は、土砂置場の土砂 (1,239 m³) にて覆土を行う。
- (3) 覆土後の標高は 14.0 m (E L) 以下とすること。
- (4) 標高の測量には添付図面の基準点 1 を使用すること。

3) 道路清掃土砂ふるい分け

- (1) 道路清掃土砂置場の土砂 (770 m³) をスケルトンバケット (施工業者手配) を使用し、ふるいわけ土砂置き場で良質土と廃棄物のふるい分けを行う。
- (2) ふるい分け後の廃棄物は廃棄物置場へ運搬する。



年度	令和7年度	
施設名	苫小牧市廃棄物埋立処分場	
業務名	苫小牧市廃棄物埋立処分場整備業務	
図面名	平面図	
縮尺	図面番号	1/4
苫小牧市		



年度	令和7年度	
施設名	苫小牧市廃棄物埋立処分場	
業務名	苫小牧市廃棄物埋立処分場整備業務	
図面名	整型ガス抜き設備	
縮尺	図面番号	3/4
苫小牧市		

